

## 三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

＜平成16年度～平成22年度＞

### ○平成16年第3回定例会 議案説明（平成16年9月17日）

（野呂昭彦知事）

ただいま上程されました追加議案に関しまして、県政運営上の懸念となっております三重ごみ固形燃料発電所について申し述べます。

昨年のRDF貯蔵槽爆発事故から既に1年を経過いたしました。改めて殉職されましたお二人の御冥福をお祈りさせていただくとともに、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、安全・安心を肝に銘じて今後の県政運営に取り組み決意を新たにしているところでございます。

既に、14日の全員協議会で再開に向けての決意を申し上げましたが、改めてこの点について、触れさせていただきます。

RDF発電所の安全性の確認結果等については、県議会の皆様、地元市町、地域住民の方々などへ御説明させていただいてきたところです。こうした中で、これまで試運転等で確認されてきた施設の安全性について、引き続き最善を尽くすこと、さらに、積極的な情報発信と公開のもとで情報を共有することなどを前提に、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解が得られたものと総合的に判断いたしました。また、関係市町村からは、ごみ処理を円滑に行うため、施設を早期に運転再開するよう強い御要望もいただいています。

これらを踏まえ、県議会の御理解のもと、RDF焼却・発電事業を再開することし、市町村のRDFの受け入れのための準備作業に入ることといたしたいと存じます。

また、私は、事故の発生以来、これまで苦渋の中で熟慮を重ねてまいりましたが、この機会に、県行政の最高責任者として、県政運営上の責任、社会的・道義的責任を明らかにするため、私自身の処分として、知事の給料の10分の2、三月を減額することにしたと存じます。追加提案させていただいた議案第80号は、そのために必要な関係条例の規定を改正するものであります。

私は、今回の事故の反省に立ち、引き続き発電所の安全確保等に取り組み、県民の安全・安心に対する県行政の信頼回復に向けて全力で取り組み決意でありますので、県議会の御理解をいただきます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

### ○平成16年第3回定例会（代表質問：平成16年9月21日）

（中川正美議員）

続きまして、RDF発電とごみゼロ社会についてであります。

RDF焼却・発電事業については、昨年8月の三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽爆発事故から1年が経過いたしました。改めまして、殉職をされましたお二人の方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、知事におかれましては、二度とあのような痛ましい事故が起こらないよう、今後とも安全・安心の県政運営に取り組みいただくことを強く要望するところでございます。

RDF化構想は、平成8年に北川前知事のもと政策決定され、当時は夢のごみ処理技術と言われておりましたが、結果的にはあのような重大な事故を起こすことになりました。特に本県にありましては、RDF全国自治体会議の会長を務めるなど、全国の先頭に立って取組、県内市町村に対しても推進を図ってきただけに、その責任はまことに重大であります。

このようなことから、私は、本県が推進してきたRDF化構想については、これまでの経緯を踏まえて、きちっとした総括を行う必要があると考えますが、知事はどのような総括をされたのかお伺いをいたします。

また、知事はこれまでごみゼロ社会を実現する過程において、RDF焼却・発電事業はその比重が軽くなり、最終的にはなくなるものとのさえ述べられています。また一方では、現在、ごみゼロ社会実現プランの策定を進められています。現時点でRDF焼却・発電事業に関する縮小・廃止までの中長期の方針を、ごみゼロ社会づくりの方針と合わせてどのように明確にされるのかお伺いをします。

続いて、知事は先日、RDF焼却・発電事業の再開を決定されました。決定に当たっては様々なことを総合的に判断された結果だと思えますが、主にどのようなことを考慮し、再開を決定されたのかお伺いをします。

また、事業の再開ということですから、市町村から搬入をされるRDFを焼却し、発電を開始することが事業再開そのものを意味すると考えられますので、この二つの時期について明示をしていただきたいと思えます。

次に、RDF関係施設の施設整備と経営や財政に与える影響についてであります。今後、国の新たな安全基準等によりRDF関係施設のコスト増が予想されます。これは企業側の経営だけではなく、県や市町村の財政に大きな影響を与えるものであり、既に発表されている損害額の解決も含め、どのように対応していくかが急務であると考えますので、これらの課題を具体的にどう対応していくのか、その方針をお伺いします。

次に、発電所の運転に当たっての安全対策には限りがないものであり、今後においても安全対策はさらに万全を期していくことが最も重要な課題であると考えます。特に貯蔵施設については、当面、施設がない状態で運転を行うとのことですが、後は安全な貯蔵施設をどのように整備するかが地域住民にとって大きな関心事となっております。このことから、新たな貯蔵施設について、今後具体的にどのような施設を整備していくのかお伺いをします。

最後に、知事は先日、自ら減給処分を行うことを表明されました。これまでは、刑事責任が明らかになった時点で行政上の処分を行うという方針でしたが、今回、再開に当たって、今と知り得る処分を行うということで、刑事処分の前に自ら県政運営上の責任を明らかにされました。しかしながら、今後、警察の捜査が進展し、県の関係者が重い刑事責任を問われるような事態になった場合には、改めて刑事処分を考慮し、措置を検討されることもあるのかお伺いをいたします。

以上、RDFについて、知事におきましては不運転の決意で臨んでいただくよう切望するものでございます。

(野呂昭彦知事)

次に、RDF発電とごみゼロ社会についてお尋ねでございました。まず、RDF化構想をこれまでの経過を踏まえてどう総括するのかと、こういうお話でございました。今日、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が深刻な環境問題を引き起こしてきており、ダイオキシンなどの環境負荷の軽減とかが限りある資源の持続的利用のため、資源循環型社会に向けた取組をしていくことが急務でございます。

そこで、ごみを燃料として利用することにより、従来の単に燃やして埋める処理から資源循環型の処理へ転換することを目的といたしまして、市町村との連携のもとで取り組んできたところでございますが、ごみをどのように有効に処理するかということに力点が置かれまして、ごみの発生抑制あるいは再使用・再生利用といった、いわばごみ問題の川上に対する視点が十分でなかったという面も否定できません。

このため、私は、昨年8月の事故の教訓も踏まえまして、ごみを出さないことを施策の第一に考え、ごみの発生・排出が極力抑制され、やむを得ず排出された不用品は最大限資源として有効利用されるごみゼロ社会の実現に向けた取組を進めることとし、本年度、その基本となるプランの策定を進めているところでございます。

RDF事業につきまして、縮小・廃止までの中長期的な方針等についてもお尋ねでございますけれども、ごみゼロ施策の進捗状況とか、あるいは県内の市町村の施設更新時期、合併後のごみ処理体制などを踏まえまして、全県の広域的処理を検討する中で関係市町村と十分議論を行いまして、18年度中を目標としまして、その方向性について整理をしたいと思いますと考えております。

それから、今回の再開についてのお尋ねでございますが、発電所の運転再開に当たりましては安全性の確保が前提であることから、施設の改修や様々な安全対策を行いました上で、その効果を確認するための試運転を行ったところでございます。安全性の確認結果につきましては、関係者の皆様に説明をさせていただいた際に、いろいろな角度からの御意見とか御質問をいただきましたけれども、これまで進めてまいりました安全対策につきましては十分説明できたと考えておるところでございます。また、地元住民を代表されておられる市長さん及び町長さんからは、再開についての理解をいただいております。

その上で、施設の安全性について引き続き最善を尽くすこと、さらに積極的な情報発信・情報公開のもとで情報を共有することなどを前提といたしまして、ごみゼロ社会を実現するまでの間のRDF焼却・発電事業に対する一定の理解を得ることができたと判断いたしました。

さらに、関係市町村から、ごみ処理を円滑に行うため早期に運転を再開するよう強く御要望をいただいております。事業の再開につきましては、これらを総合的に判断いたしましたところでございます。

なお、実質的な事業再開に当たるとはRDFの焼却は、本日9月21日の午後に開始をいたしまして、発電は23日の開始予定といたしております。

次に、コスト面でのいろんなお話がございました。今回のRDF貯蔵槽爆発事故を契機といたしまして、国の関係省庁から安全対策が示されまして、今後、さらに省令改正などで安全基準の強化が予定をされております。三重ごみ固形燃料発電所及び市町村のRDF製造施設におきまして、これらの基準に対応できるように安全対策の取組を進めておるところでございます。

こういう取組を進めるに当たりましては新たな経費が必要となりますことから、国庫補助金の創設などを要望いたしまして、一定の国の対応をいただいて、負担軽減が図られるようお願いをしております。

また、事故によりまして、現在把握しておりますものでも約40億円の損害が発生をいたしましたしております。このようなことから、ごみ固形燃料発電所につきましては、従来の収支見通しに基づいた経営は困難になることが想定されます。今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組んでまいりましても、ごみゼロ施策の進捗等も踏まえまして、関係者におきまして事業経営のあり方について検討を進めてまいります。

また、事故関係経費のうち、市町村のごみ処理経費などは富士電機システムズ株式会社と暫定的に2分の1ずつ負担をいたしておりますけれども、警察の捜査等が行われている状況もあり、最終的な負担割合を明確にするには至っておりません。今後は、判断できるものから処理をしていきたいと考えております。

新たな貯蔵槽施設の整備についてでございますけれども、今後、国などから示されますRDFの温度監視や可燃性ガス濃度の測定、RDFの集積高さの抑制など、RDF貯蔵施設の技術上の基準などに基つきまして、安全性の確保に配慮した施設としていくように検討を進めてまいります。また、この検討状況につきましては、安全管理会議に諮るとともに、地域住民の方々から十分な情報提供を行っていききたいと、こう思っております。こうした検討を踏まえまして、平成17年度末を目標に施設整備ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

行政責任についてのお話でございます。県が管理をする施設におきまして発生しました今回の重大な事故によりまして、県民の安全・安心に対する県行政の信頼を大きく損ねた

こと、また、関係市町村のごみ処理にも大きな影響を与えることになりました。私はこのことを重く受け止め、事故発生以来これまで、自らの責任を明らかにすることについて苦渋の中で熟慮を重ねてきたところでございます。

先般、そういう中で、今回の議会にも私の責任問題、措置に係る条例を出させていたいただいておりますけれども、今後、警察によります捜査状況の進展によりましては、県の関係職員が刑事責任を問われることになった場合、関係職員の懲戒処分について検討するとか、今回自らの措置とは別に新たな措置についても検討を行う必要が生じる場合もあり得ると、こう考えておるところでございます。議員御指摘のように、今後二度とあいつた事故が発生することのないように、不転の決意で企業庁を初め職員全体で取り組んでまいりたいと考えております。

(中川正美議員)

先ほどのRDFの問題でありますけれども、総括にしましてはなかなか私も不十分であったなと、こんなふうには思っておるわけでありまして、そこで、爆発事故に関しまして捜査の問題でありますけれども、県警本部長にお聞かせいただきたいと思っております。一体どういう状況になっておるのか、進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

(飯島久司警察本部長)

県警察といたしましては、1回目の爆発につきましては業務上過失致傷罪、2回目につきましては業務上過失致死傷罪を視野に入れます、専門家によります爆発原因等の各種鑑定、嘱託、関係者からの事情聴取、証拠品の分析など、事案の真相究明に向けまして鋭意所要の捜査を行っているところであります。

なお、捜査の内容等、詳細につきましてはお答えを差し控させていただきます。

(辻本正議員)

次に、RDFであります、今年1年間といいます、去年1年間といいます、県政はRDFの問題に揺るがされた、こう言ってもいいんじゃないかなと思っております。そのような大変な事故でございました。知事は、いろんなそういう難しい中で事故の責任を明確にする中で、再開をした、こういうことを苦しみの中から選択をされた。言うなれば、忠ならんと欲すれば孝ならず、市町村と議会、地域との間で、言うに言えない苦悩を味わっていただいたことだと思っております。そういう点で、再開を決意されたことには大いに敬意を表します、その苦悩に報いたいという気持ちもあるわけでありまして。

まず、私からも改めて、お亡くなりになりましたお二人の冥福を心からお祈りいたしますとともに、災害に遭われた方々の一日も早い復帰を希望するところであります。

その決断、先ほども質問がありました、私は3点にわたって、これからRDFをやっていくにどうかということについてお伺いをいたしたいと思っております。

1点目は、知事も執行部も住民の御理解をいただきましたと、こういう報告がございました。先ほども市町村長には御理解をいただいたというお話もございました。大方の御理解をいただいたというのはそのとおりだろうというふうに思いますが、御理解をいただきました、理解をしたと、こういうのは理論や理屈に對してのことでありまして、感情問題についてはなかなか御理解が得られたという答えは難しいのではないのかなと、こういうふうには思います。

先日、池田小学校の殺人犯であります宅間氏が死刑執行が行われました。遺族の方は、やっとこれで子供にと、こういう思いであるというふうに言われましたが、学者や知識人の方は早いのではないかと、何でもこんなことに限ってというふうなことが新聞に出ておりました。感情問題というのはこのようにございまして、一つのことに對していろいろな意見が出てくるのが感情問題ではないかというふうには私は思います。

そういう感情問題、特に地域住民の感情問題を和らげていくとありますが、これを本當に御理解いただいたというふうには持っていくために、まだまだこれからいろいろなことを考えないかと思っておりますが、そのことについて知事にお伺いをしておきたいというふうには思います。

感情問題は、結婚語に例えれば好き嫌い、こういうことでありますから、なぜ好きなや、なぜ嫌いなやということを探るのとよく似たような質問でございますので、知事も大変お答えにくいと思えますが、地域住民に接していただいた知事の率直な気持ちを伺いたいなど、こう思うわけでありまして。

それから2点目は、再開するに当たった採算の問題であります。先ほども知事は、既に40億円の負債があると、こういうふうなことを申されましたが、これを再開することによってどういふふうな経営状態になるのか、採算というのは何年先にとれるようになるのか、ごみゼロの問題ともいろいろ関連をいたしますけれども、この新しく再開をするRDFの問題について、採算の問題をお聞きしておきたいというふうには思います。

(野呂昭彦知事)

今回、RDFにつきまして、県の施設におきまして重大な事故が発生したことは、まさに痛恨のきわみでございます。重ねて、命をなくされましたお二人の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に心からお悔やみを申し上げますところでございます。

今回、このことによりましては多くの県民の皆さん、とりわけ周辺住民の方々に不安を与え、安全・安心に對しますところの県の信頼を損ねることになりました。また、さらには、関係市町村におきますところのごみ処理について重大な影響を与えるということになったわけで、これらのことについて知事として大変重く受けとめておるところでございます。

私は、再開ということに当たりまして、このような行政上の責任というものについてやはり明らかにしていくことが必要だと、こういうことを考えまして、自分自身の処分を表

明させていただいて、議会にもお諮りをいたしたところとさせていただきます。

行政責任ということを考えてみますと、もちろんこういって来たことにとどまるものではなくて、事故直後から事故原因究明の取組であるとか、あるいは、それに対応いたしましたは、安全確認の取組、こういったものを行ってまいっております。これらについても引き続き最善を尽くしていくということが重要でございますし、そして、それを実践していく中で、安全・安心への信頼を高めていくということが行政の責任を果たしていくことであらうと考えております。

感情面での御指摘がございました。そういった観点での住民の理解・不安を解消していくということにつきましては、これはもちろん、技術的な意味合いから安全対策に最善を尽くしていくということは当然でございますけれども、さらには、これらの一つ一つの対策について、地域住民に対してしっかりと情報発信をしていく、情報公開、発信、そして、やはりそういった情報を共有していくということが重要なのではないかと、こう思っております。

今、住民の公募委員としての御参加や自治会の代表者によりましてところの安全管理会議というのがございますが、そういったものを通じ、それから、施設の公開であるとかというところも必要だと思います。周辺自治会への広報誌であります「発電所だより」というのも出しております。こういったことを一つ一つ積み重ねながら、今回、県の信頼を損ねておる状況というのは大きなものがありますけれども、それを一つ一つやりながら回復に努めてまいりたいと、このように考えております。

それから、RDFについての今後の経営問題についてでございますけれども、ごみ固形燃料発電所は平成14年12月から平成29年3月までの14年4カ月間を事業期間といたしまして、その事業期間を通じて収支が均衡するということを基本として当初計画をしてきておるところでございます。しかし、今回の事故によりまして、事故処理の関係経費を要するところにつけ加えまして、新たな安全対策に要する経費が増加するというようなことで、公営企業としての今後の事業経営を圧迫することが十分予想されるところでございます。

今後安全性の確保ということ、これはまず第一でございますけれども、さらに企業庁におきましても経営努力を十分にとるようにならざるを得ないと思っておりますが、ごみゼロ施策の進捗状況等も踏まえまして、今後RDF焼却・発電事業の経営のあり方であるとか、それから、もちろん経費負担のあり方等についての関係者との検討もございしますが、こういったものも含めて、今後、経営そのものについての総合的な観点も含めて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

3点目に、今回の事故につきまして、二度と起こさないうために、このことを後世にしっかりと伝えていく必要があるのではないかと考えてございます。まさに、今回、県全体の信頼を大きく損なったと痛感しております。そんな中で、事故直後の昨年9月に危機管理体制制検討会を設置いたしました、本県の危機管理体制の抜本的な見直しを行い、その結果、三

重県危機管理方針、危機管理計画等としてまとめてきたところとさせていただきます。

現在は、これに基づきまして、未然防止対策の徹底であるとか、あるいは研修・訓練の実施など、危機管理体制の強化を進めてまいりまして、県民に対しまして、安全に、そして安心して暮らしていただくだけの地域づくりに取り組んでおるところでございます。

事故のありました三重ごみ固形燃料発電所におきましては、危機管理マニュアルを整備いたしました、職員教育・訓練など、二度とあのような痛ましい事故が発生しないように継続し取組を行っていききたいと思っております。

そこで、今回の事故発生という事実を風化させない、そんな取組も必要であらうというふうに思っています。そういう意味では、今回、その誓いをモニュメントとして残すということにいたしました、発電所で業務に従事をいたします職員とか、あるいはここを訪れる方々が、この事故で犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、常時、構内におきまして安全な活動を祈念すること、安全祈念碑を設置したところとさせていただきます。

今後この事故の反省に立ち、そして、長く私ども県職員がしっかりとこの事故の反省の上に立って、県行政の信頼回復に向けて引き続き取り組む努力をさせていただきますたい、このように考えておるところでございます。

## ○平成16年第3回定例会（一般質問：平成16年9月30日）

（野田勇喜雄議員）

それから、最後のRDFにおける県の姿勢について。

時間もございませんので端的に言いますけれども、基本的に、私は、RDFの再稼働というのは、RDFが搬入されたときだということふうに認識しておるんですね。いろんな議員さんが、つけたときだということが多いので、そういう形の中で行くんですけど、私としては、基本的には搬入がそうだったなというふうに思っています。ただ、私としては、事故原因、安全性の確認、責任分担、正直言ってはきりきりしております。その中で、先送りましたままたというのが地元住民の皆さんの考え方ですね。そうした中でやっただということに關しては、僕は、再稼働に關しては、いつかはしなけりゃいかん、それは、そんなに速くない時期という認識はしてしまいましたですけども、やはり、なぜ搬入時期を月曜日ということで、土日は搬入しませんという約束事を以前にしていたにもかかわらず、最近は何か日曜日だけという話にもう聞きましたですけども、月曜日は祝日なんですね。なぜ最初の日の搬入日を祝日にしなきゃいかんのか。いわゆる一方的に、月曜日だから、日曜日じゃないからいいという、こういう考え方でやっただのか。この辺のところは、僕は十分地元住民との理解をしてやっただというふうには認識していません。そうしたところとか、あと、やはり地域主権をこれから進めていこうという知事が、なぜもう少しいつたことを配慮しなかったのか。そういうふうな思いがしてなりません。

それから、今後、RDFを再開するとしたときに貯蔵槽が必要なんですね。実際の本格的

稼働というのは貯蔵槽が直つてからだとおもうに思いますが、平成17年の夏にはやはりと不信というのをこれからどういうふうにして払拭していくのかを含めて、そのあり方をスケジュールもあわせて御答弁願いたいなというふうに思っていますので、その3点についてよろしく願います。

(野呂昭彦知事)

まず、RDF再開に当たったの搬入の件でございますけれども、これにつきまは、9月14日の全員協議会において、私の方から運転再開について表明をさせていただきました。9月17日、県議会の皆さんに再開に向けたスケジュールを説明させていただきました。その上で、県議会の皆さんの御理解も得た上で、直ちに運転再開の作業に入らせていただきました。事故以前は、月曜日から金曜日までRDFの搬入ということにしておりますが、今年3月に試運転を再開する段階から、貯蔵槽がない状況での安定的な運転を行うというためには土日を含めた搬入が必要だということで、このことについて、地元市議会や、住民説明会において説明をさせていただきます。このことについて、地元市議会や、住民説明会において説明をさせていただきます。このことについて、地元市議会や、住民説明会において説明をさせていただきます。このことについて、地元市議会や、住民説明会において説明をさせていただきます。

今回の搬入の開始日につきましては、9月17日中に地元の市長あるいは自治会などに報告をさせていただきます。今後とも、住民の皆さんとの積極的な情報発信と公開、そして共有をすることが重要だと考えておまして、これからも最善を尽くしながら信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

貯蔵槽の整備についてでありまして、これにつきまは、実は、7月9日付の消防庁所管の危険物の規制に関する政令が出され、RDFが指定可燃物に指定をされました。今、市町村におきまして、これに基づいた火災予防条例の整備が進められておるというところでございます。それから、今月の27日に、環境省所管の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正をされまして、RDFを保管する際の基準等について示されてきております。

RDFの貯蔵施設につきましては、安全性をまず確保して、そういった施設の整備を進めていきたいと、こう思っておりますが、その検討内容につきましては、安全管理会議に回りますとともに、地域住民の方々には十分な情報提供を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

今後也十分いろいろな議論を通し、住民の皆様への情報公開を通じて信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

(関連質問)

(石原正敬議員)

野田議員のRDF再開における県の姿勢についての関連質問をさせていただきたいと思っております。

RDFの再稼働がなされたわけですが、どうも三重県政におけるRDFの施策上の位置づけの話は余りされずに来たんじゃないかなと。事故の原因究明、安全性の確保ということに関してはされてきたんですけども、そのあたり、ちょっと欠けてきたんじゃないかなと思っております。

第1回定例会でも質問させていただいたんですが、RDFそのものの議論も、これは大事な事なんですけども、その周辺の問題もこれからクローズアップしていかないかならんかなと思っております。

特に、施策上のRDF施設の今後についての議論をしていくべきではないかなと。知事も、重点プログラムの中で、ごみゼロ社会の実現との関係において、RDF発電施設の役割というのが20年ぐらいで終わるんじゃないかなというような発言もあったかと思っております。

私なりに感じていますが、あのRDF貯蔵槽爆発事故を契機に、RDF発電所の県政上の性格がやや変質したというふうに思っております。発電施設というような、売電行為ですとかそういうことよりも、環境のための施設にその役割がシフトしたというふうな、私は感じておるところでございます。

そこでなんですけれども、ここに、「桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想 RDF F化ごみ処理施設とRDF焼却発電施設の一体整備のインパクト活用方策提案調査」、ちょっと長いんですけども、というのがあります。(資料を示す)これは、平成13年3月に北勢県民局が出したものでありまして、現在も、北勢県民局内のホームページで見ることができ、公開されているものがございます。

中を見ても、いきなり、RDF施設があの地域に来るということで、そのまわりのくろりとか、生活創造圏と絡めた、そういう施設というか事業がこの中で盛り込まれて展開されているところ、調査ですのであれなんですけども。

そこでお伺いなんですけど、この中に、廃熱利用施設の整備とかエコツアー事業やエコスクール事業とか、そういった環境を中心にしたまわりの構想が示されているわけなんですけれども、この構想の中にある事業の中で、まずどのようなものが具体的に事業展開されているのかということもまず一つお聞きしたいということ。

次に、県政上のRDF施設の位置づけや性格が変わった、変質したとしますと、これからRDFとまわりのくろりとか、そういったことが、この桑名・員弁地区の生活創造圏の中でどういったものになっていくのかなということもちょっとお聞かせ願いたい。これは一例でございまして、今後また、県政の中で広く展開していく必要があると思っておりますけれども、ひとつ具体例としてお聞かせ願いたいと思っております。

(浦中素史地域振興部長)

議員御指摘のように、桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想は、多度町に建設いたしましたRDF関連施設がもたらしますいろいろなインパクトを活用しまして、環境をテーマとした圏域の内外の交流を活発化させて、その周辺の新しい地域づくりを図っていくと、こういうことで策定されたものでございます。平成11年から12年、2年間かけて策定されたものです。さらに、平成13年度からは、学識経験者あるいはNPO、民間の企業の方、そして県議会の議員の方、行政関係者、幅広い方を構成委員といたします構想推進委員会の中で、構想実現に向けた検討を重ねてまいりました。

現状といたしまして、平成13年度からは、当構想において示された15の戦略プロジェクトといたしております。このうち、エコツアー事業とか、あるいはエコスクール事業など、ソフトの事業を中心に、NPOや、あるいは地域住民と協力して展開してきています。

今回のこのようなRDFの事故は、こういう構想を推進している中で発生いたしました。このことは今後の構想の推進にも影響を与えかねないと、そういうこともございますので、今後、この委員会の事務局であります北勢県民局とも相談しまして、今後の構想のあり方と具体的な進め方を一度検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

(石原正敬議員)

これから議論していくというところがございますけれども、知事が、行政的な責任というところで、減給という形で責任をとられたということだと思っておりますけれども、それはそれで一定の評価をするわけですが、やっぱり行政は、継続事業体の中でやっていることでございますので、そういった、まずやっぱり減給もわかりですが、これからどういう県政を運営していくか、特にRDFに関して、施策上どういった政策を打っていくのか、もしRDF施設の性格が異なった、ちょっと変わってきたというのであれば、その辺はやっぱり説明していくべきではないかなというふうに私は思っております。

ですので、そういった議論を整理するかどうかどうかも含めまして、ちょっと野呂知事に、今後の施策上のRDFの関係をちょっと所見、お願いします。

(野呂昭彦知事)

このRDFにつきましては、三重県の環境政策、ごみ政策の一環として当初からとらえて、その事業をRDFのチップ化したものを県が受けて、それを売電することによって事業として成り立たせようということで、企業庁にさせてきたところでございます。そういう意味では、広い意味での環境という中でこれとはとらえておけるといっております。

ただ、今回、こういうふうな事故が起きました。事故処理にも大変な経費がかかりま

したし、安全性をより高めていく、これがまず第一だということで、それに係る今後の経費の問題もでございます。

したがって、今までのような形で企業庁の事業として成り立つのかどうか、というような議論は、既に皆さんからもいただいていたところがございます。しかし、今回、損失被害でもかかっております40億円等の経費の負担の問題であるとか、それから、今後、RDFの企業庁としての事業としてどういふふうには、企業庁の努力も生かしながらやっていると、こういうことについては、今後の議論の中でしっかり見きわめていかなければならない、こう思っております。

したがって、環境政策そのものの中で、ごみゼロというさらに高い次の目標をあげましたから、そういう中でRDFというものの機能するのは、ある意味で将来的にはその役割は終えていくのではないかと、こういうふうな位置づけをおおわけてありますけれども、しかし、当面、RDFがサーマルリサイクルとしての位置づけを持ちながら、三重県のごみ問題あるいは環境政策の中で一定の位置づけを持っていくということには、これは変りはないと、このように考えております。

(関連質問)

(中嶋年規議員)

私も、RDF発電事業のことについて3点御質問させていただこうと思っております。先ほど、石原議員の質問で、1点目のごみゼロ社会とRDF発電事業との関係については、知事の方から、ごみゼロ社会はより高いレベルのものを目指しているんだと。ただ、その中で、RDF発電事業もサーマルリサイクルとして有効である、環境政策の一環としても考えてとらえていくべきであるというふうな御答弁をいただきましたので、1点目につきましては割愛をさせていただきます。

残り2点について、RDFの処理費に関して、企業庁長に御所見をお伺いしたいと思います。

26市町村が今RDFの処理費用を負担しておりますが、現行トン当たり3790円と、これが非常に高まるのではないかとというふうな心配の音がたくさん聞こえております。

まず1点目の確認事項というか、お尋ねなんですが、平成14年6月10日にRDF運営協議会理事会の決議の中で、RDFの関連市町村が負担するのは、その発電事業に伴う施設の維持管理費の一部である。ということであれば、今回の事故に伴う県有の関連施設の改修費、40億円等ですね、これは市町村負担にはならないということについて、まず確認をさせていただきたいと思えます。

それと2点目、続けてもうお聞きします。そうはいうものの、今回の事故を踏まえて、万全の対策を講じるためにRDF発電施設の維持管理費、これの増加は避けられないであろうというふうには思えます。だから、その増加分を安易にRDF製造している26市町村の住民に転嫁するべきではないというふうなふうに思っております。

そういうことで、今後のRDFの処理費を議論するに当たっては、企業庁の経営努力、その上でRDF発電事業の収支見通しはもちろん、今環境政策の一環というお話もありましたので、例えば一般会計からの繰り出しだとか、それから、事故を起こした県の管理責任、もともとえば、RDF政策を推進してきた県の責務、こういったことも含めて、関係市町村の住民に対して十分な説明責任を果たす必要があるというふうなふうに思っております。もちろん、私も県議会とも、このRDFの処理費の取り扱いについては十分議論するべきだというふうなふうに思っておりますが、重ねて申し上げますが、RDF処理費について、安易な市町村への負担転嫁を行わずに、関係市町村、県議会とオープンに議論していただいております。説明責任を果たすべきだと考えますけれども、企業庁長の御所見をお伺いします。

(鈴木周作企業庁長)

ただいまのRDFに關連いたしましたして、市町村の経費負担についてのお尋ねがございました。

議員からお話ございましたが、現在、私どもは、市町村からRDFの処理料をいただいております。先ほどの御説明の中にもありましたが、14年6月に開催されました三重県RDF運営協議会の理事会におきまして決めていただいておりますが、その際、3点について確認がされております。

1点は、県は、RDF焼却発電施設の維持管理費については、市町村が負担する分相応以外の売電収入等で充ててることを基本として当面の施設運営を行うこと。

二つ目は、市町村は、ごみを焼却すればその灰を処理しなければなりません。現状においても、ごみ焼却により生じる灰処理に多額の経費を要するほか、あるいは自己の処分場の保管が必要であります。これらが軽減されることを考慮して、場外処理に要する灰処理、当時約29億円と算定いたしましたでしたが、を当面市町村の負担として、平成18年3月までは1トン当たり3790円とするとされております。

三つ目に、平成18年4月以降は、こうした考え方を基本としつつ、大幅な状況変化等があれば、これを考慮しつつ見直すこととするというふうに決議をされました。

一方、三重ごみ固形燃料発電所は、平成14年12月から平成29年3月までの14年4か月間を事業期間として、この事業期間を通じて収支が均衡することを基本として計画をしてまいりました。

このような経過がございますが、平成18年3月までは、先ほどお話がありました、1トン当たり3790円という処理料でございますが、平成18年3月までは現行の料金として、直ちに見直しをするという事は考えておりません。しかし、これまでも御説明もさせていただいておりますが、今回の事故によりまして、事故処理関係経費を要すること、さらに、新たな今後の安全対策等経費が増加することから、公営企業としての今後の事業経営は非常に圧迫されるという状況になってきております。

また、お尋ねの中で事故に伴う施設のお話がございます。三重ごみ固形燃料発電所の

施設整備につきましては、県においては、企業会計と一般会計の役割分担により進めてまいりました。すなわち、発電施設につきましては企業会計、ごみ処理施設については一般会計の負担で行ってきております。

今回の事故によるこれらの施設の損害、改修に要することになりました費用につきましても、原則として、事故の原因者がその責任により負担するものというふうなふうに考えております。

また、新たな国の安全基準の強化に伴う費用負担など、今後の施設全般のあり方につきましても、市町村とも連携をとって検討してまいりたいと考えております。

今後も安全性の確保を第一として、さらに企業庁において経営努力に取り組ますが、ごみ社会の進捗状況等も踏まえ、RDF焼却発電施設の経営のあり方、経費負担のあり方について、関係者において十分検討してまいります。

また、その状況を適宜県議会へも報告させていただきます、御意見をいただきますが、さらに検討を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

(中嶋年規議員)

昨年の8月5日、県土企業の常任委員会の委員として、今の議長ともどもRDF施設を訪れて、我々2人が職員にかみついたら変なんですが、そのとき異常発熱が問題になっておりました。当時の岩名委員、それと私が、なぜそうなったのか、そのことについて、ごみをRDF化している市町村も心配しているよというふうなことを再三再四職員の方に聞きましたが、原因ははっきりわかりません。ただ、大丈夫です、大丈夫ですの繰り返して、その後、あの19日の悲惨な事故を招いたというふうな経緯がございます。

二度とあのような事故を起こさないためにも、やはり説明責任、十分な説明責任というものを果たしていただきたいというふうに思います。特に地元の住民の方への説明というのは本当に丁寧に、もっとも丁寧に丁寧にすべきだったのかなという気もするんですが、あわせて、RDF化している26市町村の住民のことも常に視野に入れて、その住民への説明責任をも果たしていただきたいというふうに思います。

私が住んでいます阿児町の隣の浜島町がRDF化施設を持っておるんですが、それも今まで、あしたから同じ志摩市になって、今回のRDFの処理費、どうなっていくか、注目していきいたいと思いますので、よろしくお願いたします。

### ○平成16年第3回定例会 委員長報告(平成16年10月14日)

(森本繁史県土整備企業常任委員長)

なお、この際、当委員会にて議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所については、貯蔵施設が設置されるまでの間、ポイラ一点検時に  
おいて関係市町村で製造されたRDFを他の施設に処理を委託する必要がある、その施設  
での処理状況や、今後設置予定の貯蔵施設に関する安全性等に関する情報は、随時、県議会  
を初め関係市町村や地元住民に提供し、十分理解が得られるよう努めることを要望いたし  
ます。

(西場信行予算決算特別委員長)

次に、認定しないものと決定した認定第3号平成15年度三重県電気事業決算について  
であります。

電気事業については、事業収益45億2722万円余、対前年度比85.0%、事業費用48億  
7006万円余、対前年度比97.9%、差し引き当年度純損失3億4283万円余となり、平成15  
年度の経営収支は前年度に比べ6億9410万円余悪化し、当年度は3億4283万円の純損失  
となっております。

この純損失発生の主な要因は、RDF焼却・発電事業の補償費など、附帯事業費用の増  
加によるものであります。

三重ごみ固形燃料発電所においては、平成14年12月からRDFの焼却・発電が開始さ  
れたところですが、運転当初からRDF貯蔵槽で異常発熱などのトラブルが相次ぎ、平成  
15年8月19日には、2名の死者及び1名の負傷者を出す大惨事を引き起こしておりま  
す。

当委員会におきまして、これらRDF焼却・発電事業の一連の問題につきまして、特に  
議論のありました事項を申し述べます。

第1点は、当事業の決算についてであります。

この事業の決算は、事業収益17億551万円余、事業費用は22億7392万円余となっ  
ており、5億6841万円余の損失が生じております。

これは、1つ、RDF貯蔵槽の爆発事故で運転を停止したことにより、稼働率が40%に  
とどまり、売電収入が当初予算と比べて2億7370万円余の減収となったこと、2つ、運  
転停止に伴う市町村のごみ処理経費の補償費等が大きく影響しております。責任の所在が  
不明確なまま、トラブルの初期段階で適切な対応が行われず爆発事故を起こし、結果的に  
このような損失を生じさせたことは極めて遺憾であります。

第2点は、RDF焼却・発電事業における政策目標の達成度についてであります。

電気事業における4つの政策目標のうち、RDF焼却・発電事業については、未利用エネ  
ルギーの開発促進であり、その成果指標は、RDF発電によるCO2の削減量の維持となっ  
ております。

これは、CO2が比較的多く発生する火力発電にかわって発電するという意味でありま  
すが、既に述べましたとおり、発電所の稼働率が40%にとどまったこともあり、成果指標  
の達成率は約50%と極めて低調であります。これでは、予算執行に見合う行政効果が上が

っていないと言わざるを得ません。一般廃棄物の適正処理と未利用エネルギーの有効利用  
により、資源循環型社会の構築を目指す施設として建設された発電所が、稼働率も低く、県  
民の信頼を損ない、不安を与える結果になりましたことは、極めて遺憾であります。

以上のことから、認定第3号については認定しないものと決定をいたしました。

今後は、以下の3点に十分留意し、事業を進められることを要望いたします。

1つ、2名の尊い命が失われたことを十分肝に銘じ、責任の所在を明確にし、管理運営体  
制の一層の強化を図るとともに、常に安全性、安定性の確立に努めること。

2つ、これらの情報を、県民の理解が得られるようわかりやすく提供すること。

3つ、管理運営業務における受託事業者との役割分担や人員の適正配置を踏まえた上で、  
将来の経営見通しを十分検討すること。

## ○平成16年第4回定例会 委員長報告 (平成16年12月17日)

(西場信行予算決算特別委員長)

なお、この際、県土整備企業分科会において特に議論のありました事項について申し述  
べます。

平成16年度三重県電気事業会計補正予算における新たなRDF貯蔵施設の整備について  
は、今後の貯蔵施設を設計施工するに当たっては、前回のプロポーザルによる整備方法を十  
分に反省するとともに、今まで県議会から受けた指摘事項も踏まえ、関係法令や関係省庁の  
基準に基づき、十分な安全対策が講じられるよう努めることを要望いたします。

(西場信行予算決算特別委員長)

RDF焼却発電施設建設事業については、環境森林部が企業庁へ事業委託して実施して  
いるところであり、平成15年度は9億8033万円余支出しているところですが、R  
DF貯蔵槽において爆発事故が発生し、消防士2名の尊い生命が奪われました。RDF化構  
想を推進してきた主体として、また、事業を企業庁に委託している委託者として、事業の進  
捗状況についての確に把握するとともに、事業が円滑に管理運営されるよう指導するべき  
責任があるものと考えます。

当局におかれては、これらの責任を自覚され、安全性の確立を初め、施設の管理運営等に  
ついて、委託先の企業庁と綿密に連携を図り、必要な指導を行うなど厳正な対応を図られる  
よう強く要望します。

## ○平成17年第3回定例会 (一般質問：平成17年10月5日)

(森本繁史議員)



ます三重固形燃料発電所事故調査専門委員会を平成15年8月19日に設置いたしました。その後、調査検討をお願いしております。

その後、15年11月22日にこの調査委員会の方から最終報告が知事に対して提出されまして、この報告書におきましては、RDF貯蔵槽におけます発熱、発火、爆発に至るメカニズムについてはおおむね明らかにされておりますけれども、爆発の直接の原因である火種の特定期までは明らかにすることができなかったという報告でございます。

企業庁といたしましては、この最終報告がなされた後におきまして、実験レベルでの調査検討につきましては、この調査専門委員会で既にもう相当議論がなされて実施されておるといこともございました。また、警察の方でも鑑定がなされるという報道がございました。そのようなことも含めまして、独自の調査を行うには、企業庁としては限界があるのかなというふうに考えまして、企業庁独自の調査につきましては、その後は行っていないという状況でございます。

(森本繁史議員)

調査を行ったということについては承知しております。承知しておりますけれども、ある程度原因者というものも断定すべきだろうと思えます。それなりの根拠があればできるだろうと思うんです。これは、これからも述べますけれども、いわゆる富士電機が悪いなら悪いというきっちりとした毅然とした結論というのをやっぱり出していくべきではないのかなというふうに私は考えております。

それでは、ちょっと時間がないのではよりまずけれども、今回RDFの発電の再開に当たって、発電を行うために、高温高圧の蒸気を発生させなきゃならぬんですけれども、その蒸気を発生させる2次過熱器は、800度に熱した珪砂、砂と、そして、その2次過熱器との摩擦によつて、当初は3年間は交換不要ということであつたんですけれども、7カ月しかもたなかつた。これが、私は問題だろうと思えます。3年が7カ月しかもたない。2年くらいならまだしも1年もたないというのは問題だろうと思えます。

企業庁長にお尋ねしますけれども、賞味期限というのを御存じでしょう。賞味期限というのは、豆腐が大体おいしくいただけるのはこの日にちがぐらいます。ですから、賞味期限を切れたからといって食べられないというものが書いてあるのが賞味期限です。ですから、賞味期限を切れたからといって食べられないというものはおいしく食べられるし、そして、物によっては1年も食べられるものもあります。

私のも、人によっては、森本さんはちょっと賞味期限が切れておるんじゃないかという人もおりますけれども、私はそうじゃない。私は人間味も気力も非常に充実しております。今まだ賞味期限まではしばらく時間があるんですけれども、先日質問をされた末松先生だとか、あるいは福垣先生、今日やられた北川先生、非常にすばらしい質問をされました。この先生方は、いわゆるカツオで例えるならば、「目に青葉、山ほととぎす、初鰯」の、

あの淡白なしりのカツオであつて、私などは、金華山沖でたふくえきを食つて戻つてきた戻りカツオの類の、今が旬の戻りカツオだと思つておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、これはちょっと余談になりましたけれども、そういうふうにして、今回の2次過熱器は3年の賞味期間があったのが、わずか7カ月に、カビが生えて食べなくなつたような饅頭のような、そういうものではないかということをは言いたいです。この2次過熱器は850度というふうな熱い砂と400度を超えるような蒸気がこの中を通つておるんです。そして、だんだん薄れていったときに、万が一パイプが破裂したときにまた前回のような大惨事が起こるのではないかと思ひますけれども、私はいふふうなものを入れた富士電機に対してはもう少し毅然とした態度で臨むべきだと思ひますけれども、その点についてはどうですか。

(井藤久志企業庁長)

御指摘のとおり、2次過熱器の2号ボイラーにつきましては、7カ月程度で今年の4月に交換をいたしました。

当初、2次過熱器につきましては、富士電機の技術提案におきまして、3年ぐらいはもういふふうに予刺されていたものなんですけれども、これより短い周期で交換が必要になつたということ、私どもも非常に遺憾に思つておりまして、富士電機システムズに対して、その原因を早急に調査した上で対応を考えるとということを毅然と指導しております。

また、私どもの方の安全管理会議の技術部会におきましても、この減肉に対しまして、学者の指導助言をいただいております。発電所の安全な管理を徹底するように再度指導していきたいというふうに考えております。

(森本繁史議員)

専門家というのが、私は、先ほども申しましたように、この安全器を納入するときの専門家の相談もあるし、それから、第2次過熱器の調圧水槽のときの専門家でしょう、それも大学の先生がいる、この2次過熱器についても専門家に相談したと言つけれども、これは本当に伯仲した議論がなされたのかということには疑義を感じます。

企業庁長は簡単に原因を究明するとかしないかとかということだけ、これは非常に大きな問題が含まれておると思うんです。この薄くなつた、減肉が急に進んだという原因は、富士電機が、粗い砂で運転していたのを、いわゆる熱効率を上げるために、細かい砂に、小さい細かい砂にしたんです。そのことによつて減肉が、どんどんどんどん減つていつたんです。こういうものは、工場で、納入する前に、機械として据えつける前に工場実験すべき話でしょう。運転をしながらそういう実験をする、しかもそういうような減肉で3年が7カ月しかないような、そういうふうな実験を本運転でやらすということは、地元の人に対しても非常に不信感を生むんじゃないかと思ふんですけれども、そこらはどうす

か。

(井藤久志企業庁長)

砂の量とか砂の大きさとか、いろんな条件によってその減肉が変わってくるということ  
で、その辺につきましても、富士電機システムズの方でもある程度は想定しておたという  
ことは聞いております。ただ、現実には動かしてみたところ、予定よりもかなり短く減肉して  
いくということがございます。

減肉の原因が、この2次過熱器のところに腐食性物質もつくところと、そういう化  
学的な腐食の関係と、今先生がおっしゃいました流動砂によります物理的な磨耗による減  
肉と、この二つを考慮しておりますので、その辺につきましても、さらにもう少し調査研究し  
た上で対応していきたいというふうに思っております。

### ○平成17年第3回定例会 委員長報告（平成17年10月19日）

(杉之内昭二予算決算特別委員長)

電気事業については、総収益が31億900万円に対し、総費用は36億5200万円で、前  
年度に比べて損益は2億100万円悪化し、5億4400万円の純損失となっております。この  
純損失発生の主な要因は、平成15年8月の三重ごみ固形燃料発電所RDF貯蔵槽の火  
災・爆発事故の影響及び平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により被災した水力発電所  
の発電停止による減収等によるものであります。特に、平成16年度のRDF焼却・発電  
事業においては、5億8800万円の損失が発生しています。

なお、この決算額には、RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び  
責任割合が明確になっていないことから、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映さ  
れた結果にはなっておりません。このため、今後、負担額を精算する場合には、事故原因  
や責任の所在を見きわめた上で、責任割合を明確にして適正に処理することはもちろんの  
こと、県民に対し十分に説明責任を果たしていただきたい。また、施設運用に当たって  
も、常に安全性、安定性の確立に努めるとともに、わかりやすい情報提供を行い、県民か  
ら十分な理解を得られるよう強く要望します。

次に、電気事業会計における他会計からの長期借入れについてであります。電気事業  
会計においては、附帯事業であるRDF焼却・発電事業では、市町村等のごみ処理費用に  
係る企業庁の当面の負担額相当分について、平成15年度に工業用水道事業会計から営業  
運転資金として4億3520万円の長期借入れを行ったのに引き続き、平成16年度におい  
ても補償費の財源として7730万円の長期借入れを行っています。平成15年のRDF貯  
蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確となっていない現  
在、当面の負担額相当分を明確に区分できるようにする意図でとられた会計処理でありま

すが、平成16年度末における資金残高は40億6000万円余となっており、電気事業会計  
全体で見れば、他会計からの借入れが必要なほど資金が不足する状況ではありません。

RDF貯蔵槽の火災・爆発事故の直接の原因や責任の所在及び責任割合が明確にされ、適  
正な処理がなされるまでの間は、利息負担を伴う他会計からの長期借入れを行うのでは  
なく、当面の負担額相当分を明確に区分した上で、電気事業会計内での対応を検討されるこ  
とを要望します。

### ○平成18年第1回定例会（一般質問：平成18年3月2日）

(森本繁史議員)

それから、企業庁長に御質問しますけれども、いろいろ知事が頭を下げたり、企業庁  
長、頭を下げたりしておられるけれど、この問題については触れませんが、やっぱりボタ  
ンのかけ違いというものが大きいと思う。だから、上の穴には上のボタンをはめるとい  
うような、ボタンのかけ違いというものはやっぱり十分配慮してほしいし、知事や企業庁長が頭を  
下げなきゃならないようなものは、やっぱりノーマルな姿勢じゃないので、そのことはひ  
とつ前置きしておきますけれども、RDF発電所の損害賠償、損害訴訟について質問したい  
と思います。

2名の消防士の方が亡くなられたわけですが、このときの損害額というのが20億  
で、私の記憶しておるところでは、いわゆる折半約20億ずつ企業庁と企業側が負担したと  
いうふうに記憶しておる。それで、私の質問に対して企業庁長は、警察の捜査が終わってか  
ら一応こういう問題については取り組んでいきたいという返事だったんですけど、もう  
これも1月に終わったわけなんです。

先般、予算委員会での質問に対してもあれでしたけれども、その後の新聞報道によると、  
8月に訴訟の時効となるということなんですけれども、これについて、企業庁として、い  
ゆる相手企業に対して損害訴訟を起こす準備があるのか、用意があるのか、そこらについ  
て答弁願います。

(井藤久志企業庁長)

三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽の事故につきましては、去る1月5日に刑事事件とし  
て企業庁と富士電機、それと桑名市消防本部の関係職員が一括して書類送検されました。現  
在、地方検察庁の捜査を見守っているところでございます。

一方、民事事件といたしましては、爆発事故等に係ります損害額約40数億円につきまし  
て、企業庁が支払ったものをどういうふうに、今後、処理していくのか、また、企業庁以外  
のものが支払ったものに対してどう対応していくのかという課題が残っております。

企業庁といたしましては、刑事事件とは別に、事故に至った事実関係などにつきまして、  
司法の場を通じて、県議会、あるいは県民の皆様に対しまして、しっかりと説明責任を

果たしていくということも一つの方法であるというふうに考えております。したがって、しかるべき時期に損害賠償請求を行いまして、それに応じてもらえない場合は、訴訟を提起する方向で現在考えております。いずれにしても、今後、法律の専門家ともよく相談して対応してまいりたいというふうに考えております。

(森本繁史議員)

もう一度念を押すけれども、いわゆる相手方に請求をして応じてもらえない場合は、それはもう法律の専門家に相談しなきゃならぬけれども、訴訟を起こす用意があるというふうに理解してもいいんですね。

(井藤久志企業庁長)

当然、法律の専門家と相談しますけれども、そういうふうな方向で考えております。

## ○平成 18 年第 1 回定例会 委員長報告 (平成 18 年 3 月 23 日)

県土整備企業常任委員長 (前田剛志君)

次に、RDF 焼却・発電事業における市町への負担についてであります。

RDF 焼却・発電事業においては、平成 28 年度までの大幅な収入不足が見込まれることから、関係市町と処理委託料の見直しについて協議を行っているところであります。市町の負担に関しては、当初、市町村に対して本事業を誘導してきた県としての責任と、本事業が主として環境施策の一環であることを念頭に置いて、県負担分を確定した上で決定すべきであると考えます。

県当局におかれましては、収支見通しを誤って市町からの信頼を損なうことのないよう、十分精査の上市町との合意形成に努められるよう要望いたします。

## ○平成 18 年第 2 回定例会 (一般質問：平成 18 年 6 月 19 日)

(岡部栄樹議員)

次に、RDF のごみ焼却施設についてお伺いをいたします。

市町の負担金の額は当初と大きく変わってきておりますが、現状の負担額でおさまるのか、場合によってはまだまだ値上げをしなければいけないのか、教えていただきたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

RDF の負担金、処理料金の問題でございます。現在、RDF の焼却・発電事業につきましては、発電によりまして売電収入でこの施設を維持管理していくための必要な経費に充当

するということになっておいて、なお、不足する経費については、市町から RDF 処理料を御負担いただくことによりまして、平成 28 年度までの収支を均衡させるといって、事業計画を策定しております。

その後、平成 15 年 8 月の旧貯蔵槽における爆発事故、また、その後の他県におけますトラブルを教訓に、RDF に関する新たな知見が明らかとなりました。これを踏まえまして関係法令等の改正がなされまして、それに対応するための安全対策などの経費が必要となりましたことから、施設の安全・安定運用を図りながら健全な経営を行うために RDF 処理料の引き上げについて、現在、関係市町と協議をさせていただいております。

(岡部栄樹議員)

今、答弁をいただきました。私は金額の、かなり多額になっておられると思いますが、受注者の方、そして、県の方、いろいろあると思いますが、県民にとってはかなりの金額の負担になっているかなというふうな気がするんです。

そして、もう少し再度でお聞きしたいんですが、それがために値上げをするということになるのかということをお聞きしたんですが、今のお話によりますと、各市町と今お話をさせていただいたおことであることですが、それはいわゆる現状を踏まえて、これからもっともっと値上がりがするかもわかりませんが、それはいわゆる協議なのか、その辺がちょっとわかりかねたので、もう一度その辺をお答えいただきたいなど。

(野呂昭彦知事)

RDF のこれからのことでございますけれども、まず第 1 に、RDF の焼却施設につきまして、どういう経緯でこれがつくられたのか、さっき北川県政の当時のことをちょっと引き合いに出されましたけれども、平成 9 年に国の方でダイオキシン規制を非常に強めるといふことになったわけでございます。このためにダイオキシン対策を平成 14 年 12 月までに完了せよと、こういうことでございました。

もちろんごみは第一義的に市町村に責任がございます。市町村では、それに対して早急にダイオキシン対策を実施しなきゃならないということになったわけでございますけれども、しかし、新たな焼却施設をつくるということになりますと、土地の問題が出てくる。あるいは、それまでの国庫補助の対象が少し変化いたしますと、100 トン未満の小規模な焼却施設というものについては国庫補助が出ないというようなことになりまして、市町村では限られた期間でどうこれに対応していくか、苦慮しておったところでございます。

そういう中で、実は、県の方で RDF 化構想というのを進めておりました。市町村にとりましては、やはり更新の必要があるということで、当時、26 市町村がございましたが、そこはスケールメリットでありますとか、あるいは高度な処理による環境リスクの低減、こういったことを図ることができると新しいごみ処理方式として県の RDF 化構想に参加をするということになりまして、そういう中で、県が本来市町村が担う一般廃棄物の処理の受け皿

となるRDF焼却発電施設を建設するということになったわけでございます。

しかし、このことが大変大きな事故を引き起こすというようなことで、大変御迷惑をおかけいたしました。したがって、こうした反省のもとで、今は安全対策に万全を期するというところで、安定した運転管理ができるように取り組んでおるところでございます。

現在、このRDFの焼却発電施設というのは、14市町、7施設に及んでおります。これは合併した現在でありますので、合併前で言いますと、26市町村、7施設ということができるわけでございます。ここから出てくる可燃ごみというのは、三重県内で出てくる可燃ごみの約5分の1になるわけでございます。そのRDFを受け入れておる施設でございますから、当面県にとっては必要な施設でももちろんございますし、また、重要な役割を担っておるところでございます。

(井藤久志企業庁長)

料金の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、今度の事故等を契機に法令改正がなされまして、安全対策のための経費がかなりかかっております。それともう一点、大きく、貯蔵槽がなくなりましたことによりまして効率的な発電ができないうことかから、売電収入が大幅に減っております。そういうことも含めまして、平成28年度までの14年間で約40億余りの欠損が出るという見込みでございますので、現在、この欠損について県の負担も一定お願いしながら、市町の方の処理料金の方についても引き上げをさせていただきたいということで、現在、協議をさせていただいております。

(岡部栄樹議員)

質問が多岐にわたっておりますので、あと、進みたいと思いますが、知事にもう一言。知事が奨励されたわけでもなし、なかなか返事が難しいと思いますが、県がいづも言ってみえる費用対効果、これはマイナス200%ぐらいあると思うんですよ。だから、その費用対効果についてはどうかというのと、それから今後、このRDFごみ焼却場が本場にこれ多額の金をかけていきますけれども、今後、本当に知事として必要であるか、一言ひとつお願いいたします。

(野呂昭彦知事)

まず、費用対効果のことでありますけれども、これは企業庁でいろいろ出しておる必要な経費、いわゆる市町の負担ということからいきますと、ほかのいろんな方法をとった場合、あるいは他府県で同じようなことをやっておるところの費用と比べてどうかということとで、私は、いわゆる県内のこのRDFが特に費用対効果の面から悪いというふうには受けとめていないところでございます。

それから、今後必要かどうかということについてであります。この点は、いわゆるあれはごみを燃やして、そして、その熱を発電という形で資源化しているという考え方でござ

います。ただ、こういう燃やしてその熱を利用するという形、いわゆるサーマルリサイクルという形が、例えばごみゼロ社会の実現に向けての施策としてそごうのかどうか、これは一部議論はあろうかと思えます。

しかし、例えばこういう問題で最先進国のドイツ、昨年、フライブルグへ行っていてまいりましたけれども、フライブルグでは、これまで燃やさないということを基本にしてまいりましたのが、昨年度から実はサーマルリサイクルということで転換をして、もう今、実施をしておるところでございます。

より現実的に考えてまいりますときに、ごみゼロを考えると、最終処分量がゼロになるためにいろいろやっております中で、サーマルリサイクルまで否定して、それが実現できるかどうかなのかということになりますと、かなりドイツがとっておりますように、現実面ではこれを否定し得ないのではないかな。私は、そういう意味ではチップ化することによって搬送も非常に楽にできる。RDFとしての強調できる長所というのは一方であると思っております。しかし一方で、ああいう爆発事故を起こしたためにほとんど全面否定されるに等しいような御批判もいただきましたけれども、冷静に今後安全性をきっちり確保するならば、一つの将来の選択肢としてまだ有用なものではないのかなと、こういうふうにご考えておるところでございます。

## ○平成18年第2回定例会 委員長報告（平成18年6月29日）

(水谷隆県土整備企業常任委員長)

なお、この際、本委員会において議論のありました事項について申し述べます。

三重ごみ固形燃料発電所の新たなRDF貯蔵施設においては、平成18年8月に地下式開放型ピット方式として完成が予定されております。旧RDF貯蔵槽における爆発事故において、2名のとうとい命が失われたことを十分に肝に銘じ、管理運営体制については万全を期して、施設の安全、安定運転の確保に努められるよう強く要望をいたします。

## ○平成18年第3回定例会（代表質問：平成18年9月27日）

(三谷哲央議員)

RDFについて簡単にお伺いをしたいと思います。

RDFの処理委託料の値上げ問題、市町と県との話し合いの乖離というのはまだかなり大きなものがあると思います。とりわけ24年以降の見通し等もまだお示しをいただいております。今後、県がごみゼロを進めていく上で、ますますRDFの搬入収入等は減ってくる。維持経費、収入が減ってくるものを市町の方にそのまま転嫁していくと、このような基本的な考えは絶対ないんだということ、今日知事からぜひお伺いをしたいと思えます。

とごみの処理は市町の固有業務であり、当初は県が周辺構想を、桑名地域の周辺構想を含めてバラ色の案を提案して、ある面では桑名としては乗せられた話でもございます。ちなみに、桑名広域清掃事業組合では現在、焼却施設処理方式でやっていた場合の経費よりも多く費用がかかっているという、こういう現状もあるわけでございます。

ボールは現在県に投げられておるようにお聞きをしております。どう企業庁として解決をされようとしておられるのかお伺いをいたしたいと思っております。

(井藤久志企業庁長)

私からは、RDFの処理料金についてお答えさせていただきます。

RDFの処理料金につきましては、現在1トン当たり3790円で市町に御負担をいただいているところでございます。この現行料金につきましては、平成14年6月の三重県RDF運営協議会理事会での決議によりまして、当面、17年度までの3年4カ月間とすると。それ以後につきましては、大幅な状況変化などがございましたら、これを考慮しつつ見直すということになっております。

一方、三重ごみ固形燃料発電所の運営につきましては、安全対策に万全を期すための職員の増員やRDFの受け入れ検査などの費用が増加する中で、また、RDFを大量貯蔵し、売電料金が低い時間帯に発電する効率的な運用ができないことによりまして減収などによりまして、大幅な状況変化が生じております。そこで、収支計画の見直しを私どもが実施しましたところ、現行の処理委託料のままで、事業計画の終了予定年度でございまして平成28年度末には、約42億8000万円の累積欠損が発生する見通しとなりました。

今後RDFの焼却・発電事業を安全、安定的に運営するためには、収支の均衡を図ることが不可欠でございまして、一定の処理委託料を引き上げることについては、運営協議会の場で御理解をいただいたところでございまして、しかしながら、現時点では、県と市町の間ではRDF処理委託料の考え方に若干の隔たりがございまして、県といたしましては、RDF化構想を推進してきたこと、また、RDF焼却・発電施設は循環型社会形成のための基幹施設であることを踏まえ、県の応分の費用負担や3年ごとに料金を見直す段階的な改定案などをお示ししまして、現在、合意形成に努めているところでございます。

企業庁といたしましては、今後、事業運営の中でさらなる経営努力を行うということは大前提でございまして、RDF焼却・発電事業を安全、安定的に継続していくためには、市町にも適正な費用の負担をしていただきたいというふうにご検討をしております。今後、関係部局とともに、他県の事例とかRDF以外のごみ処理方式の経費に関する資料なども提示させていただきます。また、RDF焼却・発電事業の意義も改めて説明するなどによりまして、できる限り早期に理解が得られますよう、引き続きRDF運営協議会の場におきまして協議を進めていきたいと、そのように考えております。

(井藤久志企業庁長)

現在、関係市町と協議を進めておりますけど、議員御指摘のとおり、まだ合意には至っておりません。今後、ごみゼロを推進する中で、ごみの量も変化してまいるといふふうに考えておりますけれども、この現在の不足する欠損と見込まれる数字は、市町の方からあらる程度の減量も見込んだ、将来の減量を見込んだことを基礎にしまして算定しております。今後さらに市町と十分協議はしていただいて、合意形成に努めたいと思っております。

(三谷哲央議員)

よくわからなかったんですが、市町の意向というものを十二分に踏まえて、これはあくまでも県が主導して、当初は無料からスタートした議論であります。少なくとも発電施設等の運営経費は県が持つというのは、これは当たり前前の話ですから、そのあたりのところをしっかりと踏まえた議論を市町とぜひやっていただきたいということを要望いたしますし、時間が参りましたので終わらせていただきます。

### ○平成18年第3回定例会（一般質問：平成18年10月3日）

(山本勝議員)

RDF処理料金についてのお伺いでございます。

先般も三谷議員からも御質問がございましたが、現在、両者の話し合いは暗礁に乗り上げられておりますが、論点として、平成17年、企業庁が試算した数字は、平成14年稼働以来、耐用年数を15年として平成28年までの収支を計算してみますと、42億8000万円の累積損失が予想されると説明をされております。この42億円余の問題がRDF運営協議会が出され、今日まで検討をされてまいりました。42億円余を全部対象市町が負担をすると、1トンの1万1900円となり、現状の3790円からすると3倍余となります。桑名広域清掃事業組合では、現在1億円余をこの費用として払っておりますが、今日までの話し合いの中で、県が約18億円出すとして、残りを市町で24億余、1トンに換算して平均をすると約8480円となりますが、現在では初回を6000円程度、それから3年置きに上げていくというふうな、こんな段階的に引き上げていく方式が県より提案をされております。県は24億円余の内訳としては、安全対策費を中心に、安全上の人件費、新しい貯蔵施設の費用、動力費、水費等を上げております。

そこで、市町の反論理由としては、当初は灰の処理費用ぐらいは負担をしようということと現行料金が決まりましたが、最近では発電所の運営費用まで負担を求める提案では筋違いであり、灰の処理分の増加分ぐらいの5058円ぐらいいなら何とかなるというふうな、こういうような意見もございまして、当面、市町の提案としては5058円からスタートをして、その後3年後に協議としてはどうかという案も出されているやにお聞きをします。もともと

### ○平成 18 年第 3 回定例会（一般質問：平成 18 年 10 月 5 日）

（日沖正信議員）

R D F の処理料の見直しに関して、一言だけ申し添えさせていただきたいと思えます。通告はしてございませんので、要望ということにさせていただきますけれども、とにかく県の企業庁と R D F の協議会にかかわる市町が処理料金値上げをめぐって対立し、まして交渉の余地もない膠着状態という今の状況は、県民に対して全く恥ずべき現状でございます。

企業庁は予期せぬ事情の変化を含め、値上げ額の理由を主張されまますけれども、片や市町におかれましては、ごみを焼却して発電し、その電気を売るといふ画期的な魅力あるシステムだからこそ参加したのに、後になって想定以上の値上げと言われましても、簡単にはめないと憤られますのもわかります。知事もかつて松阪の市長さんをしておられた経験もお持ちでございますので、どうか市町の事情も酌み取りながら、できることなら何とか知事のトッパーゲーターとしての力量を発揮いただいで、どこかに糸口を見出す努力をいただかないか、こういうことを期待し、要望をさせていただきます。

（野呂昭彦知事）

まず、冒頭、R D F の処理料金について御要請をされました。

一般廃棄物の処理につきましては、本来、市町が負担すべきものと考えておりますけれども、R D F につきましては、県が政策誘導してきたという観点がございます。そういう意味で、県としても必要な応援はしてまいります。市町といたしましても努力をしていただく必要があるのではないかなと思っております。そういう考え方を基本に、処理料金につきましては、今現在、協議を進めておりますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

### ○平成 18 年第 3 回定例会 委員長報告（平成 18 年 10 月 19 日）

（水谷隆土整備企業常任委員長）

本委員会において議論のありました事項について申し上げます。

R D F 処理委託料の改定については、現在、当局において、関係市町と協議を行っているところであります。関係市町には料金の引き上げについて、一定の理解をいただいているものの、その金額については双方の提案にまだまだ開きがあります。

県当局におかれましては、関係市町に平成 14 年 6 月の R D F 運営協議会理事会での決定事項等、費用負担の基本的な考え方について説明を尽くし、信頼を損ねることなく、早急に関係市町と合意形成を図るよう要望いたします。

（永田正日予算決算常任委員長）

公営企業会計決算について御報告申し上げます。

電気事業については、総収益が 37 億 3039 万円に対し、総費用は 45 億 2517 万円で、前年度に比べ損益は 2 億 5124 万円悪化し、7 億 9477 万円の純損失となっています。

この純損失発生主な要因は、附帯事業である R D F 焼却・発電事業における多額の赤字により、15 年度以降電気事業会計全体で多額の損失を計上していることに加え、漏水の影響などにより電力料収入が減少したことなどによるものであります。

特に、電力料金については、今後の電力自由化の進展などにより、売電単価の低廉化が想定されるほか、附帯事業においても、R D F 処理量及び電力料収入が減少する一方で、安全対策に要する経費が増加するなど、今後も収入不足が見込まれ、健全経営が困難な状況となっております。

今後、合併後の市町のごみ処理状況やごみゼロ社会実現プランの進捗状況などの廃棄物処理行政の動向も勘案し、適正な費用負担のあり方など、市町とも十分協議を重ね、附帯事業の運営方法について検討を行うとともに、安全の確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化を進め、住民からの信頼回復と安定的な運営による収入の確保に努められるよう要望します。

### ○平成 19 年第 3 回定例会 委員長報告（平成 19 年 10 月 19 日）

（末松則子環境森林農水商工常任委員長）

本委員会にて特に議論のありました事項について申し上げます。

ごみゼロ社会実現プランに關してです。

当プランにおいても掲げられている、R D F、三重ごみ固形燃料発電事業について、ごみゼロプランの進捗状況はもとより、市町のごみ処理状況などを把握するとともに、R D F 関係市町との十分な議論を重ねた上で、今後の R D F 発電事業の方向性について早急に結論を導き出されるよう要望いたします。

（西場信行予算決算常任委員長）

予算決算委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

審査の過程において議論された主な事項について申し上げます。

電気事業についてであります。

電気事業については、総収益が 37 億 3336 万円に対し総費用は 36 億 3287 万円で、当年度純利益は 1 億 49 万円となり、前年度の純損失 7 億 9477 万円より収益は 8 億 9527 万円改善しています。

電気事業のうち水力発電事業については、現在策定中の三重県企業庁長根経営ビジョンで平成 21 年度末を目標に民間譲渡が検討されています。譲渡に向けては、譲渡資産の精査、地域貢献への取組の総統等の譲渡条件の整理など、多くの課題があることから、関係機関と緊密に連携し、地域住民及び市町の理解と合意形成が図られるよう努めるとともに、県議会

とも十分な議論を尽くすことを強く要望します。

また、今後とも安全確保と管理に万全を期した上で、一層の経営の効率化と安定的な運転による収入確保に努められるようあわせて要望します。

次に、附帯事業であるRDF焼却・発電事業についてであります。RDF処理量及び電力収入の減少、事故に伴う新たな安全対策経費の増加などから、RDF処理料金について市町や関係機関と協議した結果、平成18、19年度については市町の提案に基づく処理料金で合意しています。

しかし、当該料金では平成28年度までに収支の均衡を図ることは困難であり、改めて健全な経営が可能で平成20年度以降の事業計画を早期に策定することとなっております。

その一方で、附帯事業であるRDF焼却・発電事業は、本体事業である水力発電事業が民間譲渡される場合、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、三重県企業庁長期経営ビジョンにおいては、平成21年度末を目標として新たな運営主体へ移管することを検討しています。これら二つの課題については一体的に検討を進める必要があるため、関係部と連携を密にし、健全な経営が可能な事業収支計画の策定並びに今後の事業運営について、市町をはじめとする関係機関と緊密に協議を進めるとともに、県議会とも十分な議論を適宜行うよう要望します。

なお、RDF貯蔵施設の管理については、平成19年4月から7月までの間にメタンガス濃度の換気基準超過が5回発生していることや、平成18年度に受け入れ基準を満たさないRDFが8件発生していることなど、管理に不適切な点が見受けられることから、関係機関と連携して原因調査等を徹底し、安全対策に万全を期すことを加えて要望します。

## (討論)

(真弓俊郎議員)

私と日本共産党県議団は、認定第3号平成18年度三重県電気事業決算、この4件すべてに反対を表明し、その理由を述べ、討論に参加します。

3番目の電気事業。環境の委員会でも大失敗のRDF、中には、もうこんなRDF事業はやめてまえ、このように言われた方もみえます。そして、環境の委員会では、県が全体として進めているごみゼロ運動とも正反対ではないか、このような話が出ていました。そして、突然出てきた水力発電の民営化、その行き先は案の定中部電力でした。そして、民営化になったら電力事業をもうやる意味がない、そして企業庁は、死者まで出したRDF事業運用に十分な反省もなく、ほうり出してしまうおとうとしています。ただで一般廃棄物を県が責任持って処理してやる、このように言うって市町村にRDF事業に参加させてきた県の責任、企業庁の責任は今しつかり問われるべきではないでしょうか。

## ○平成19年第4回定例会 委員長報告(平成19年12月20日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

本委員会にて議論のありました事項について申し述べます。

RDF処理委託料及びRDF焼却・発電事業に関する問題についてです。

去る12月11日、県とRDF化施設を有する14市町で構成するRDF運営協議会の総務運営部会が開催され、県から14市町に対して、1、RDF処理委託料を来年度以降、1トン当たり現行の5058円から9420円に値上げすること、2、平成29年度以降、県はRDF焼却・発電事業を行わないことなどが提案されたところです。RDF焼却・発電事業は本来市町村の事務である一般廃棄物処理業務について、ダイオキシン対策などもあり、県が市町村に呼びかけて開始された事業であります。

関係市町にとって、RDF処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、また、モデル事業としてのRDF焼却・発電事業が平成28年度限りの事業であって、耐用年数も到来するなどの理由で県がこの事業を撤退することになれば、関係市町は直ちに新たなごみ処理方法を模索、検討する必要があるなど重大かつ深刻な問題となりかねません。今後、県が責任を持ってRDF運営協議会の場において、県の責務、今後の方向性などについて関係市町と真摯に協議を行い、市町の財政負担の軽減や支援に努めるとともに、県議会に対しても適宜、適切な状況報告を行うよう強く要望いたします。

## ○平成20年第1回定例会(代表質問:平成20年2月25日)

(三谷哲央議員)

県と市町との関係についてお伺いします。

RDFの問題。ちょうど議案聞き取りのあった20日にも、関係の広域組合の議員さんが環境森林部長を訪ね、抗議の意見書を手渡しておられますが、市町との溝の深さは、ある意味では三公費の問題以上に深いのではないかと危惧をいたします。交渉事だから最初は少々離れていても、そのうち落としどころがあると、それを探れば何とかとなると考えておられるのかもしれませんが、この問題に対する市町の不信感はそのような甘いものではないと思います。

国の方針とはいえ、県が首頭をとり、お先棒を担ぎ、この指とまれとばかりに市町に働きかけをし、最初はただと、そのような話から出発した市町の処理委託料も、気がつけば5058円。しかも、今度は、今までの損失は県が負担するが、モデル事業が終了する、いつからモデル事業になったかよくわかりませんが、その県が言うモデル事業が終了する平成29年度以降、県はこの事業から手を引きます。老婆心ながら教えてあげますよと、処理委託料を9420円に引き上げれば収支はとんとんになりませうという提案をされている。

これは、幾ら何でも乱暴過ぎるのではないか。市町が怒るのももっともだと思います。何も一方的に市町の肩を持つわけではありませんが、RDF事業そのものの経緯、あの大惨事で地元桑名市はもうろんな多くの関係市町や住民の方々に迷惑をかけてきた事実などを考えれ

ば、もう少しソフトランディングする枠組みを考えるべきではないかと思えます。

◎RDFについて具体的な答弁なし

### ○平成20年第1回定例会（議案質疑：平成20年3月4日）

（吉川実議員）

議案第15号に関する事でございます。いわゆる企業庁のRDFの持ち込み料、現在5058円、トン当たり。それが9420円に値上げをする。これはどの世界を探してみても、5000円で動いているものがその倍近くになると。非常にRDF焼却と発電の費用、あるいは、それによって売上げの電気料等々を考えると、バランス的にはそういうことになるのかもわかりません。わかりませんが、これは一方的にRDFをつくっている市町というか組合に大きな負担をかけることになる。今までの経過はもう何遍も申し上げているから言いませんが、そういう荒っばいやり方で、それを聞かなかったら、もう29年に県がRDF焼却も発電も撤退しますよと、まるでおどしのようなことを巷間聞いております。そこらのところも含めましてお考えをお聞きしたい。

（横山昭司企業庁長）

RDF処理委託料についてお答えいたします。

RDFによる発電事業については、県は当初、売電収入によってすべての事業経費を賄う計画でございましたけれども、電気事業法の改正に伴う電力の自由化による売電収入の減少や、ダイオキシン対策に伴う灰処理費用の増加など、環境変化により、市町にRDF処理委託料を御負担いただくことになりました。

このような経緯から、県は、平成17年度末までの累積損失10.4億円について、全額を負担することを表明しているところであります。また、昨年12月には、今後の健全な運営のため、県は平成18、19年度における損失について、その全額を負担すること、また、市町には、平成20年度以降、収支を均衡させるための適正なRDF処理委託料、現在の収支試算ではRDF1トン当たり9420円でございますが、御負担いただきたいこと。そして、三つ目に、平成29年度以降、県はRDF焼却発電事業を行わないものとする事、この3点を基本的な考えということでお示しをさせていただきます。

企業庁といたしましては、地方公営企業の基本原則にのっとりまして、売電収入と受益者負担としてのRDF処理委託料を必要な経費に充当することにより経営を行う必要がございます。したがって、健全経営のもとで事業を継続できるよう、市町には適正な負担9420円をお願いしてまいりたいと、このように思っております。企業庁も最大限の経営努力を今後とも引き続き行ってまいります。

なお、平成20年度予算につきましては、現在市町と協議中であることから、現行料金で

計上しております。今後、協議会場で真摯に協議を行い、市町と早期に合意をいたしました。補正予算を計上してまいりたいと考えております。

### ○平成20年第1回定例会（一般質問：平成20年3月7日）

（貝増吉郎議員）

RDF事業に対する県の今後の対応についてお伺いをいたします。

RDF焼却・発電事業については、これまでもRDFの処理料金の改正をめぐる関係市町との間で激しいやりとりが続いてきましたが、ここできちんと事態は急展開し、もはやパトルトン言ってもいいくらいのせめぎ合いになってきております。というのも、昨年12月、県が関係市町に対し今後の事業のあり方などについての提案の中の料金値上げの問題に対する事は、先日の予算質疑の中、同僚の吉川県議が、この提案は市町に対する脅しだと言われたが、まさにそのとおり。もっと強く言えば、最後通告ともとれる内容ではないでしょうか。既に、RDF運営協議会構成市町をはじめ桑名広域清掃事業組合、あるいは桑名市議会など、複数の関係団体から事業撤退するという提案を撤回してほしいという、そんな旨の内容を中心とする要望が出されています。当初、ダイオキシン対策、ごみ処理の広域化の名のもとに、積極的に県は市町を政策誘導してきた経過を考えると、余りにも無責任と言えないではないでしょうか。モデル事業として始めたといっても、耐用年数が来るからとめます、やめます、そんな説明では、市町は当然ですが、我々県議会でも議論を生むのは当たり前と思っております。県の思惑とおりに関係方面の理解を得ようとする事と、疑問に感じるわけでございます。

確かに、地域のごみをどう処理するかという事を考え、判断し、施策を実行していくのは市町の仕事であり義務ですが、少なくとも県が事業を撤退するときには、市町が新たなシステムを構築し、円滑に、また確実に移行できるようにできる限りの支援をしていく義務があると考えるが、いかがでございますでしょうか。仮に、県の言うとおり、平成28年度をもって県がRDF事業から撤退するとして、市町はこれからの10年弱の間に新たなハード整備を含め、市町村合併で新しくなった地域同士の新たな枠組みの中でのごみ処理システムを構築しなければならぬ。このことは、それぞれの市町の事情や立場が異なる中で膨大な時間とお金がかかるとは、約10年という期間でもとても満足いくものではありません。ごみ処理は、日々暮らしの中に密接にかかわる大切な行政サービスです。県と市町の連携不足で地域住民の生活に混乱を来すことにならないように、県が事業を撤退するならば、今後の道筋をつけてあげるのが県の大きな責務ではないでしょうか。

こうしたことから、まず、RDFのこの事業の評価をきちんと行ったら、企業庁の水力発電事業の民間譲渡後の対応も含めて、今後県の責任の中でどう取り組んでいくのか、具体的な方針を関係市町に対し早急に示すべきものだと考えます。当然、新たなシステムへの

移行に向けて、市町に対する財政的な支援や配慮も不可欠でしょう。さきの県の提案に対し、RDF運営協議会構成市町は、県は今まで同様に不足金に対する負担はすべて県で賄ってほしいと、そんな思いを訴えております。ゆえに、平成 29 年度以降のあり方については、県は市町に対してポストRDFの具体的なビジョンを示しつつ市町と協議して答えるべきではないでしょうか。

今後、市町からこうした提案がまたなされたとき、知事として真摯に受けとめめる必要があると思いますが、協議に対して前向きに検討する気持ちはおありなのでしょう。県の今後の構想はいかなるものか、お伺いしたい。あわせて、市町の新たなごみ処理システムの構築に向けて、市町と県が継続的に協議していく場を新たに設けることを提案しますが、この点についても御答弁をお願いいたします。

(野呂昭彦知事)

RDF焼却・発電事業でございますけれども、この事業は、ダイオキシン対策を達成し、また、再利用や再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収に利用し、さらに焼却灰もセメント原料として利用することなどによりまして、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つである、このように考えております。

こういうことを踏まえまして、当初の事業収支計画期間でございます平成 28 年度末までは、安定的に事業を運営できるよう関係市町と経費面で協議をしてまいりました。平成 20 年度以降の処理委託料につきましては、関係市町と県とで構成をいたしますRDF運営協議会の総務運営部会におきまして協議を進めてきたところでございます。この協議の中で、今後の事業のあり方について県の考え方を示すべきとの趣旨の意見もありましたことから、昨年 12 月に、県から処理委託料と、それからあり方についてあわせて提案を行ったところでございます。

県の提案につきましては、まず、一つが、市町の負担軽減のため、既に表明していた平成 17 年度までの累積損失の県負担に加えまして、平成 18 年、19 年度の損失についても、その全額を県負担とすること。二つ目に、平成 28 年度末まで、県が事業主体として安定的に運営していただくためには、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町にも適正な負担をいただきたいということ。三つ目に、県事業としては、当初からの事業収支計画期間が終了する平成 28 年度末をもって終息させていただきたいという、この三つの県の基本的な考え方を示したところでございます。

この提案に対しまして、関係市町等やその議会、またRDF運営協議会の総務運営部会におきましても様々な意見が出されております。今後も、処理委託料の改定を前提に県の考え方を理解していただけるよう、引き続きRDF運営協議会の総務運営部会や理事会などを通じまして関係市町と十分に協議してまいります。なお、平成 29 年度以降の一般廃棄物の処理体制については、今、申し上げました前提の上で協議をされるべきものであると考えておるところでございます。

(貝増吉郎議員)

知事、先般の予算質疑のときでもそうでしたけれども、料金に対しては私は今日は別に述べません。これは現在 in g、進行形でございますから、私は関係市町の代弁者、代表でもございません。これは県議会議員としての責務の中でお伺いしていることでございます。ですから、そういった現場のまないたの上のっている大変重要なことについては、当事者同士、当局と関係市町とのその場で協議をしていただきたい。だから、私は、知事に協議に前向きに対応してやっていただければいいかと、協議に行かれるんですかと、そういった絡みでお答えを求めたわけでございますが、多少時間がありますが、私はもう少しこの分野に入らせていただきます。

今までおっしゃっているように、前の知事の時代に、三重県の場合はダイオキシン対策、そしてごみの広域化と、そういったことを含めて最終的に 26 の市町村が県の構想と一緒にやらせていただこうと、一緒に歩みましょうと、そういった形で参画されたわけでございますが、当初は、当然この担当部局というのは、環境部と、そして事業そのものは企業庁の発電事業というのもあったと思いますが、しかし、途中から、この問題に対して広くごみ処理と、そういったことに動きを置いてこられたと。

そういった中で、一つのごみが日々の生活にどれだけ大事なものかと。今も県内では津市の最終処分場の問題、あるいは伊賀の名張市における焼却場の移転問題でもなかなか前に進まない。名張市なんか、しっかりと時間もかかっている。そういったことを考えると、知事が今おっしゃられたような、さきの関係運営協議会、市町に対する提言資料に 28 年度末をもって終息したいよと。これは一緒にやりましょうといいながら、県はモデル事業が終わってからとめますよ、やめますよと。協議会はやっていくけども、その後、この協議が順番にうまく同調し、話があって初めて 29 年度以降のことも話し合っていくよと発言された。

しかし、今、県庁も財政不足、今も 14 関係市町でしたかね、7 カ所、この地域の市町も大きな財政不足になってくる。県内でも第 2、第 3 の夕張市が生まれるかわからないような、そんな不安の中で、その不安を払拭するために市町も県庁も一生懸命切れるところは切り、育てるところは育てながら選択と集中の中で予算組みをされて、我らの要望といえば、三つ、四つ、五つ、そこまでいきたいなという、そんな中もお互いに妥協しながらその県政運営をやっている。しかし、市町はもともと厳しい中で、今、片方で 28 年までは安心ですよと言いながら、そこで一つ一つやってきたのに、じゃ、県が 28 年度で終わるといふことは、もう 10 年を切った段階。

今、津市と名張市の例を挙げたように、新しいごみ焼却場を、あるいはそういった施設をつくろうとしたとき、用地選定に環境アセス、そして、同時に金銭的な問題も大きく作用するわけでございます。二つの道を同時に処理しながら市町が歩んでいくということは、大変難しい、難しいを乗り越えているように思っています。その点を私は、所管が環境森林部です

が、事業が企業庁にまたがっているため、今日はここで時間を割いて知事に質問しているわけでございます。

こういった問題に対して、日ごろは本当に口癖のように市町とは県庁最大のパートナーである。言葉は言葉としても実際に体感できる市町が、あるいはこれから「美し国 三重」づくりのためにすべての29市町と一緒に頑張りますように、自立する市町を応援しますよ、県庁はと。サポーター役の県庁が、28年度で終わるから、後は、今回の問題については協議しましょう。私は、事が前に進まない、市町は県庁というものに対して不安が、不信がますます膨らんでくると思うんです。

だから、今日は、料金等は据え置き、そういった県が企画立案し市町を巻き込んだ事業に対する28年度で終わるといふその過程を、新しい提案もせずに、新しい相談にも乗らず、この問題でいつまでも時間をかけていること自体が、私は市町に対する県庁の責任を放棄しているんじゃないだろうか、そんなわけに思いました。いかがでございますでしょうか。

(野呂昭彦知事)

29年度以降どうするかというお話を盛んに言われるわけでありまして、28年度までのRDFの処理が安定的に確保されるということが前提で、その上で29年度以降のことが考えられることであります。したがって、まずは、現状の大きな課題である28年度までどう安定的に運営を確保するのか、その解決、それがまず大事な一番大きな前提であります。廃棄物処理、特に一般廃棄物の処理については、市町において、ずっと将来も安定的に処理されなければなりません。しかし、今日まで、RDFにつきましてもいろいろ過去に経緯があったとはいいいながら、しかし、非常に県の負担がいびつに大きくなる形であり、現状のようなことをやっておりますと、これはとてもじゃないけれども関係市町以外の県民全体の理解を得ることはできません。

したがって、今日のRDFの安定的な経営をまず28年度までに解決できるかどうか、そのことがなければ29年度以降についてなぜ考えられるんですか。そういう意味で、県のほうの提案についてしっかりと議論を今後進めてまいりたいと、こう考えております。

(貝増吉郎議員)

知事、4年前のこの3月の本会議場で、今は孤野町長になられている石原議員が、当分のこの本会議場でごみゼロ社会の実現とRDF政策について質問されております。その中で、ごみゼロとRDF施策、ごみゼロ社会の実現とRDF施策はどのような関係になるのかという質問に対し、時の環境部長、長谷川部長は次のように説明されておられる。大事なところだけ言います。「長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取組によりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、RDF政策はその使命を終えるものと考えております」と。このように、県の執行部のということは、県庁のまとめた答えがここにあらわられているんです。

私は別に知事とけんかするつもりもありません。しかし、知事が、県の提案に対してRDFが、あの事業が28年度未まで安定供給して、安定運営できるようにと、かかわる諸問題も解決するためには値上げも仕方ないだろう、しかし、一緒に供給して運営できるようにと、そのお願いをしていると言われたけども、じゃ、何で結論が28年の年度未にあるか。そこが一つの大きなキーワードになっていると思うんです。おっしゃるとおり4年前のことで

す。今、一生懸命ごみゼロ作戦で、環境部が中心になって一生懸命謙虚に運動されています。しかし、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されればと。私はこれができるんでしょかと。そして、県下全部、あるいは運営協議会の関係市町に対して説明責任がとれるものかと。こういうことやから、あとはソフトウェアでできるよ、この協力を得て最後までいきたい、しかし反面、県も応援するから新しいシステムの立ち上げに一生懸命頑張っただけで、そういう思いが県庁としての大きな責務じゃないだろうか、私はこのように思うんですが、最後にもう一遍知事、いかがでございますでしょうか。

(野呂昭彦知事)

RDFについては過去の経緯がいろいろあったということは事実であります。しかし、過去の経緯がどうであれ、その後、社会経済情勢も含めていろいろな変化が起こってくるわけがあります。行政の責任にあるものは、そういった変化というリスクをいつも抱えながら実は政策決定をしていくものであります。

そういう意味では、RDFにつきましては、当初、県が当時市町村に説明しておいた状況とその後状況が違わないかということについては、それはそのとおりでありましょう。そういうことについては県としてもその責任を感じながらも、しかし、状況が変わった、その変わったことの行政のリスクは、それぞれ責任ある立場で県も、そして市町も同じようにそれを受けとめなければならぬ。したがって、そういう中で、まず28年度までに県としては県民がやはり納得する形でこのRDFの安定的な運営というものを確保しなければなりません。その確保がしっかりと見込まない中で29年度以降の議論はできるはずはありません。

## ○平成20年第1回定例会 委員長報告 (平成20年3月19日)

(末松則子環境森林農水商工常任委員長)

特に議論のありました事項について申し上げます。

まず、昨年の第3回定例会以降、本委員会において数多くの議論を重ねてきたRDF焼却・発電事業に関してです。

RDF焼却・発電事業に係る処理委託料の値上げに関する問題や平成29年度以降、県がRDF焼却・発電事業から撤退する意思表明が行われたことについては、第4回定例会閉会日の委員長報告において、県が責任を持ってRDF運営協議会の場において関係市町と真

撃に協議を行うよう要望したところですが、RDF焼却・発電事業は県が市町村に呼びかけ  
て開始された事業であることを再認識した上で改めて事業の検証並びに総括を行い、つ  
つ、RDF運営協議会に臨まれるよう強く要望いたします。

(西場信行予算常任委員長)

調査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

RDF焼却・発電事業につきましては、三重ごみ固形燃料発電所が安全で安定した運転を  
行うために、平成28年度までの事業の収支見直し等を踏まえた平成20年度以降の適正な  
RDF処理委託料への改定について、現在、関係市町と協議が行われているところでありま  
す。RDF処理委託料については、市町の信頼を損なうことのないよう関係部局との連携を  
密にし、早期に市町との合意形成を図られるよう要望します。

## ○平成20年第1回定例会 委員長報告(平成20年6月30日)

(藤田泰樹生活文化環境森林常任委員長)

RDF焼却・発電事業のあり方及びRDF処理委託料に関する問題についてであります。

去る5月19日、県とRDF化施設を有する14市町で構成するRDF運営協議会の総務  
運営部会が開催されましたが、市町に対して県から提案されている1トン当たりのRDF  
処理委託料を平成20年度以降値上げすること、平成29年度以降、県はRDF焼却・発電  
事業を行わないことについて理解を求めましたが、合意に至りませんでした。

RDF焼却・発電事業は、平成14年度からのモデル事業であり、県が平成29年度以降  
撤退することを提案していることに対し、一部の市町においてRDF焼却・発電事業を政  
策的に誘導した県の責任を主張しております。

関係市町にとって、RDF処理委託料の値上げは大幅な負担増となるものであり、県の  
撤退問題が解決しない限り、委託料問題には応じられないとの発言もあり、問題解決が難  
航しています。

県におかれては、県の責務を十分認識しながら、RDF運営協議会の場において、今後  
の事業のあり方や適正な処理委託料の負担について、引き続き関係市町と真摯に協議を行  
うなど、慎重に対応していくことを強く要望いたします。

## ○平成20年第2回定例会(一般質問:平成20年9月25日)

(水谷隆議員)

続きまして、RDF焼却・発電事業についてでありますけれども、三重県では御承知の  
ように資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するた  
めのモデル事業としてRDF焼却・発電事業を平成14年の12月から企業庁で行っており

ます。当時は、夢のごみ発電所としてその地域周辺には温水プール、住宅地、そして、ま  
た工業団地誘致のすばらしい構想で、地元住民には夢みたいな話でありましたが、現実には  
夢で終わったわけであります。その後、様々な問題に直面し、県、市町の多大な努力と  
地域住民等関係者の理解のもと何とか事業が継続されております。5年経過した現在も多  
くの課題を抱えているわけであります。この問題につきましては20年の3月、議会で貝  
増議員が質問をされましたが、大変大事な問題でありまして、その後の考え方について  
質問をさせていただきましてどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、処理委託料の改定と今後のあり方に関する県の方針の確認であります。平成19  
年12月11日のRDF運営協議会総務運営部会において県からRDF処理委託料の改定及  
びRDF事業の今後のあり方について提案を行ったところであり、その提案について  
は、料金に関して平成18年度と19年度の収支不足3.6億円は県が負担することとし、平  
成20年度以降の料金を、現行の5058円から9420円に値上げするという内容でありまし  
た。

この提案に対して、その後、関係市町や市町の議会から、現行料金の据え置き及び県の  
事業撤退表明の撤回が要望として出されるなど、大きな反発があり、県は平成20年7月  
24日に総務運営部会を開催して、県の譲歩案として、1点は、平成20年度から平成28年  
度の収支不足見込額約19億円を県と市町で折半することとして、平成28年度までの料金  
を決定すること、2点目は、平成29年度以降のあり方については、協議会にあり方検討  
作業部会を設置し、おおむね平成21年度末を目標とし一定の方向性を得るよう、今後、  
様々な課題、事業計画期間を何年程度延長するのか、平成29年度以降の各市町の処理状  
況がどうなるのかなどRDF量の問題、それから、施設の法定耐用年数経過後の継続す  
るための追加投資をどうするのか、そして、現行の富士電機システムとの管理委託契約が  
平成28年度で切れることから、その後の管理運営体制などについて市町と県で検討する  
ことの2点を提案しておるわけでございます。

それを受けて理事会で協議が行われ、この譲歩案に対する新たな意見として、一つ目  
は、平成20年度から28年度までの収支不足見込額について市町の負担はできる限り少な  
くしてほしい、そして今年度の処理委託料は据え置きにしてほしい、三つ目に、さらに29  
年度以降のあり方については、県が事業主体となることも含めてという項目を加えていた  
いただきたい、この3点が提出されております。

そこで、県の方針の確認ですけれども、RDF事業が抱えている課題、処理委託料の改  
定及び今後のあり方は事業に参画する市町のごみ処理の行方を左右し、地域住民の日々の  
生活に直接、多大な影響を及ぼすとともに、県の最大のパートナーである市町との信頼関  
係を根本から揺るがしかねない大きな課題であり、県政の最重要課題としてこれまでも県  
議会の場で幾度となく議論をされてきました。昨年12月11日の県の提案によりRDF事  
業の平成29年度以降のあり方が議論の俎上に乗せられ、市町との協議が進められてお

り、RDF事業は今後、大きな節目を迎えようとしております。

そこで、改めて、現時点での県の方針を確認させていただきます。

まず、処理料金の改定についてであります。本年7月24日のRDF運営部会において県は譲歩案を示したが、昨年12月11日の提案以降、今回の譲歩案提示までの経緯、経過と、収支不足見込額を折半とした考え方、なぜ折半なのかなどをお聞きしたいと思っております。

そして、また、RDFについて、県が市町を政策誘導した責任があり、私は、市町の負担として折半が妥当かどうか非常に疑問であります。折半について市町は納得しておるか。さらに、先ほど述べた3点の理事会の意見についてはどう対応するつもりなのかをお聞きしたいと思います。知事、よろしくお願いをいたします。

(野呂昭彦知事)

本年3月26日に開催をいたしましたRDF運営協議会理事会におきまして、処理委託料の早期合意と事業のあり方の方の継続協議について確認をいたしました。そして、その後、4月以降、処理委託料改定と、それから今後の事業のあり方につきましての早期決着を目指しまして市町と協議を進めてきたところでございます。

協議の中で、県といたしましては、安全・安定運転の確保のため必要な負担をしていたいただきたいということ、それから、今後のあり方について市町と県が真摯に議論するためにもまず処理委託料を改定していただきたい旨の説明を行ってきたところでございます。

一方、市町からは29年度以降、県が事業主体とならないということは受け入れられない、それから、財政的にも厳しく、負担をできる限り少なくしてほしいなどの意見が出されまして、平行線の状態が続いたところでございます。また、各市町の議会からも同様の御意見をいただいております。

県といたしましては、各市町やその議会からの御意見を重く受けとめまして、処理委託料の問題を早期に解決した上で平成29年度以降のあり方について議論を行う必要があると、こういうふうな判断をいたしまして、県から譲歩案を提案させていただいたわけであります。

このような両者の意見に開きがございます中、県としては双方が歩み寄る必要があると判断をいたしました。20年度から28年度までの収支の不足見込額、約19億円でございますが、これを県と市町とで半分ずつ負担するということや、市町の厳しい財政状況を考慮いたしました。激委緩和措置をとるといふ、県としてはぎりぎりの提案を行ったところでございます。今回の譲歩案に対しまして、市町の負担はやむを得ないとの考え方も示されており、一定の御理解をいただいているものと考えております。また、29年度以降のあり方につきましても、事業継続をするためには解決すべき様々な課題がございますから、RDF運営協議会にあり方検討作業部会を設置いたしました。県と市町が一体となって検討することをお願いいたします。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

このRDFにつきましては、特に焼却設備と発電事業を持っている地域におきましては非常にいろいろと不満があるわけでございます。今、知事からの回答もいただきましては、一応、各それぞれの理事会の意見等につきましては一定の理解を示されているというふうにお聞きしておりますけれども、ただ、この辺の問題につきまして、これから早急に解決していかねば次に進まないというふうにお聞きしております。限り早い決定をなされてほしいなというふうにお聞きします。

それで、理事会などで示された収支計画というのがあるわけですが、これを3年ごとに見直したいと、収支の、例えば不足額というものがさらに増大したら、これはどういふふうに対応していくのかということと、コストの削減、収入の増加のためのできるだけの施策というか、そういったものはないのかということも含めて再質問させていただきます。よろしくお願いたします。

(戸神範雄企業庁長)

収支計画につきましては、現在の平成19年時点で将来予測をして積算しているものでございまして、先々のことはなかなか正確に計算できないこととございまして、一定期間ごとに実績ですと将来予測を見まして収支計画を見直すことが必要と考えまして、3年ごとに収支計画を見直しまして、最終的に平成20年から28年度の損失を折半できるような料金設定をしていくことが必要だと考えてございます。

そして、私どもの努力になるわけですが、一つ、収入面では、可能な限りで、電気を売る料金を高い時間帯にたくさん発電しまして多く収入を上げることが一つでございますし、また、経費面では、廃ガスの性状を悪化させない範囲で、例えば、消石灰の添加量を減らすことによって灰の発生を抑えますとか、あるいはRDFの性質や新しくつくりました貯蔵槽の稼働状況を見ながら、現在の受け入れ点検体制も見直す必要があると、そんなことをして経営的にも努力してまいりたいと思っております。

(水谷隆議員)

どうもありがとうございます。

非常に苦しい啓弁でございますけれども、市町の意見というのは十分に聞いていただきたい。そして、市町の負担軽減というものに努めながら、先ほどおっしゃったようにコスト削減というものを最大限努力していただきたいなというふうにお聞きしております。

続きまして、RDF事業のあり方についてお伺いしたいなというふうに思います。

RDFの今後のあり方、方向性というものを決めるに当たり、まず料金問題を解決する必要があるという県の考え方については一定の理解はできます。しかし、処理委託料の議論の中で、これまでも県として政策誘導してきた責任を果たしていく必要があると言われてきましたが、まさに今、県としての責任が問われておるわけでありです。

そこで、平成29年度以降のあり方について考えてみますと、県が政策誘導してきた責任を果たすということは、単に平成29年度以降RDF事業を継続するのか、しないのか、継続するとしたら、いつまでだれが運営するのかといったことを決めるだけではない。また、県が市町の求めに応じ、引き続き事業を運営していけばよいということでもないと思います。一番大切なことは、市町はRDF事業から撤退したとしても将来にわたって安全に安定的にごみ処理を継続していかねければならないことから、長期的な視点に立つて今後のあり方を検討し、将来の負担も考慮し、県民にとっても最も望ましい選択を行うこととあります。

一方、合併により幾つかの市町は焼却とRDF化という異なるシステムを持ちながら旧市町単位でごみ処理を行っており、今後のごみ処理のあり方を模索しているのは事実であります。このように、ごみ処理の状況はRDF事業に参画している市町についても大きく異なり、ごみ政策の方向性が共有されているわけではありません。また、それぞれが住民、議会に説明責任を果たしていかなければならない。個々の市町の事情が異なり、それぞれの意向もある中で一定の方向性、結論を得るには相当の努力が必要となると思います。

このような観点から、県がリーダシップを発揮しながら取り組むとともに、将来を見据えてどのような方法が一番よいのか、市町に的確な助言を行うとともに、必要に応じて人的、財政的な支援を行っていく必要があると考えます。また、県として市町のごみ処理に深くかかわった以上、市町がRDF事業から撤退後も、将来にわたって安全に安定的にごみ処理を継続できるようにすることが政策誘導してきた県の責任を果たすということでもあります。

そこで、お伺いをいたします。

まず、県が、たしか2005年、平成17年の3月に、ごみゼロ社会実現プランというものを策定し、20年間でごみゼロ社会をつくらうという施策でありましたが、知事は3月の県議員への答弁の中で、「RDF焼却・発電事業は、最終処分量ゼロを実現するなど一定の評価ができる当面の有効なごみ処理システムの一つである。」というふうにお答えになっております。それを考えると、なぜ28年度までなのか、無責任な気がいたします。県の考え方を再確認したいと思えます。

そして、また、平成27年にごみゼロ社会が実現するとして、ゼロエミッションの達成にはRDF事業の29年度以降の継続については必要だと考えます。何が一番課題と考えるのか、どう解決していくつもりなのかをお伺いしたいと思えます。

そして、市町のRDFの導入の経緯を考え、先ほども述べたように、将来にわたって安全に安定的にごみ処理が継続できるようにするため、RDFのあり方の検討を進める中で市町をどのように支援していくのか、そして、県としてどのようにごみゼロ社会を進めていくのかということについても県の姿勢を確認したいと思えます。よろしくお伺いをいたします。

(野呂昭彦知事)

RDFの焼却・発電事業でございますけれども、これにつきましては、前にも議会でお尋ねがありました際にお答えいたしましたけれども、特に対応が困難でございましたダイオキシン対策、これを達成し、また、再利用とか、再資源化に適さない可燃性ごみを熱回収するというところで、しかも、その熱回収した後の焼却灰もセメント原料として使用するという、最終処分量ゼロという意味ではごみゼロ社会実現と実は全く同じに評価ができる場所でありまして、当面このRDF事業についても有効なごみ処理システムの一つだということふうに考えてきたところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、モデル事業として位置づけてまいりました。そして、焼却・発電施設の法定耐用年数、これに準拠して設定いたしました事業収支計画の期間、これは平成28年度までとなっておりますので、この計画が終了いたします期間であります。28年度までは県がかかわってまいりますけれども、29年度以降につきましては関係市町と一緒に検討していきたいと考えておるところでございます。

モデル事業期間以降の29年度以降でございますけれども、29年度以降、事業主体がどこになるということにかかわらず、もしもRDF焼却・発電事業を継続していくという場合には、市町や、あるいは県に係るところの様々な課題とか問題がございます。例えば、29年度以降の場合に、事業計画期間を何年程度延長していくのかということ、あるいは、その時点になってRDF化を継続する市町が果たしてどのくらいあるんだらうかというふうなこと、それから、継続していくためには追加投資というのがどれくらい必要であるのか、あるいは、それをどう調達していくのか、それから、29年度以降やっていくということになりますと、その運転管理の委託先をどうするのかというふうな、こういう様々な課題があるわけがございます。このことにつきましては、市町と県と一緒に議論をしながら進めていく必要があると考えておるところでございます。また、市町と県が一緒に議論をしながら進めていく必要があると考えておるところでございます。

今後とも市町のごみ処理が適正かつ円滑に行われるということが何よりも重要でございます。また、29年度以降のあり方につきましては市町と一緒に考えていく中で、県としても技術的な支援を行ってまいりたいと、こう思っております。それから、今後のごみ処理につきましても、県では多様な主体の御参画のもとで、ごみを出さない、ごみをなくすということに重点を置いたごみゼロ社会実現プランを進めておるところでございます。これに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っております。